



平成 27 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名 国産電機株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 吉川 力夫  
 (コード番号 6992 東証第二部)  
 問合せ先 常務取締役業務管理本部長 生田目 克  
 (TEL055-921-5930)

マーレジャパン株式会社による当社株主に対する  
株式等売渡請求の承認に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 17 日付当社プレスリリース「マーレジャパン株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、マーレジャパン株式会社（以下「マーレジャパン」又は「公開買付者」といいます。）が、平成 27 年 5 月 1 日から当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、同社は、平成 27 年 6 月 23 日をもって、当社株式 15,158,966 株（当社の総株主の議決権に対するマーレジャパンの有する当社株式の議決権の割合（注）にして 90.12%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有するに至っております。

本日、マーレジャパンより、平成 27 年 4 月 30 日付で公表いたしました「マーレジャパン株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3.（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、同社が、当社の総株主の議決権の 90%以上を保有するに至ったことから、当社の発行済株式の全て（但し、マーレジャパンが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社をマーレジャパンの完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 179 条に基づき、当社の株主（当社及びマーレジャパンを除きます。）の全員に対し、その有する当社株式の全部を売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）をする旨の同条の 2 第 1 項各号の事項について通知を受けました。

これを受け、当社は、本日開催の取締役会において、マーレジャパンによる本株式売渡請求を承認いたしましたので、お知らせいたします。

（注）当社が平成 27 年 4 月 30 日付で公表した「平成 27 年 12 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」記載の平成 27 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（16,918,000 株）から、同日現在の自己株式数（97,720 株）を控除した株式数（16,820,280 株）に係る議決権の数である 16,820 個を、当社の総株主等の議決権の数として計算しております。

1. 売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

(1) 名 称	マーレジャパン株式会社
(2) 所 在 地	東京都豊島区北大塚一丁目 9 番 12 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 ジャン・マーク・フィガリ
(4) 事 業 内 容	ドイツの内燃機関部品メーカー・マーレグループ（注）の日本における事業運営サポート業務

(5) 資本金	500百万円(平成27年5月1日現在)
(6) 設立年月日	平成10年8月6日
(7) 大株主及び持株比率 (平成27年5月1日現在)	MAHLE Industriebeteiligungen GmbH 100.00%
(8) 当社と特別支配株主との関係	
資本関係	当該株主は、当社株式を15,158,966株(発行済株式総数に対する割合89.60%(小数点以下第三位を四捨五入))を保有しています。
人的関係	マーレグループより当社に対し、取締役2名(うち1名は社外取締役)及び社外監査役2名が派遣されております。
取引関係	当社と当該株主の間には、記載すべき取引関係はありません。なお、当社と当該株主の関連会社の間には、当社製品の販売に関する取引関係があります。
関連当事者への該当状況	当社の親会社であることから、関連当事者に該当します。

(注)「マーレグループ」とは、マーレゲーエムベーハー及びその子会社・関連会社グループをいいます。以下、同じです。

## (2) 当該売渡請求の日程

売渡請求日	平成27年6月24日(水曜日)
当社の取締役会決議日	平成27年6月24日(水曜日)
取得日	平成27年7月29日(水曜日)

## (3) 売渡対価

普通株式1株につき、370円

## 2. 当該売渡請求に対する承認又は不承認に関する判断の根拠及び理由等

### (1) 承認又は不承認に関する判断の根拠及び理由

当社は、本意見表明プレスリリース記載のとおり、マーレグループとの間でより強固な提携関係を構築することが、当社の企業価値の向上に資するものと判断したことから、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨いたしました。そして、本公開買付けが成立した結果、マーレジャパンが当社の総株主の議決権の90%以上を保有するに至ったことから、当社の株主の大多数の皆様から本取引に対するご賛同を得たものと判断しております。

このような経緯を経て、本日、当社はマーレジャパンより、本株式売渡請求に係る会社法第179条の2第1項各号の事項に関する通知を受領し、本日開催の取締役会において検討を行いました。当社の取締役会は、マーレジャパンより受領した通知において、売渡対価が本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)と同額とされていることから、売渡対価として相当性が認められると判断し、当社の取締役のうち、アンドレアス フランク氏及び山下貴久氏を除く取締役全員(参加者3名、うち1名は独立役員である社外取締役)一致により、マーレジャパンの完全子会社となるための本取引を進めるべく、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

なお、当社の取締役のうち、アンドレアス フランク氏及び山下貴久氏は、マーレグループから派遣されている取締役であり、また、山下貴久氏は、株式会社マーレフィルターシステムズの代表取締役社長とマーレグループ フィルター&エンジンペリフェラルズ事業アジア1最高責任者を兼務していることから、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、両氏は、当該審議及び決議には参加していません。

また、マーレジャパンによる株式等売渡請求の対価の支払の確実性については、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された同社の預金残高証明書をもとに、支払の確実性が認められると判断いたしました。

## (2) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場されておりますが、上記のとおり、本日、当社の取締役会において本株式売渡請求を承認することを決定いたしましたので、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりました。当社株式は、本日から平成27年7月23日の間、整理銘柄に指定された後、平成27年7月24日をもって上場廃止になります。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできません。

## (3) 売渡対価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本株式売渡請求の公正性を担保するための措置

本株式売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースにてお知らせしましたとおり、本公開買付け開始時において、マーレジャパンは、当社の支配株主には該当しませんでした。マーレジャパンが当社株式6,575,246株（当社が平成27年3月27日に提出した第117期有価証券報告書に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数16,918,000株から、同日現在の当社が所有する自己株式数（97,300株）を控除した株式数（16,820,700株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）：39.09%）を所有しており、当社を持分法適用関連会社としていたこと、及びマーレグループから取締役2名（アンドレアス フランク氏及び山下貴久氏）を受け入れていること等を勧告し、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する観点から、当社及びマーレジャパンにおいて、以下のような措置を講じております。

なお、下記の記載事項のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

また、本株式売渡請求に係る承認の意思決定に至る過程において、当社の取締役のうち、アンドレアス フランク氏及び山下貴久氏は、マーレグループから派遣されている取締役であり、また、山下貴久氏は、株式会社マーレフィルターシステムズの代表取締役社長とマーレグループ フィルター&エンジンペリフェラルズ事業アジア1最高責任者を兼務していることから、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、両氏は、本日開催の取締役会における本株式売渡請求に関する議題の審議及び決議には参加していません。

加えて、当該取締役会には、当社の監査役3名のうち金田芳則氏が出席し、上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の監査役のうち、三好通生氏は、株式会社マーレフィルターシステムズの執行役員を兼務しており、また、小高康二郎氏も同社の顧問を兼務していることから、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、両氏は、上記取締役会における本株式売渡請求に関する議題の審議には一切参加していません。

### ① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意見を表明するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるフィナンシャル・アドバイザーとしてSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）に当社株式の価値算定を依頼しました。なお、SMBC日興証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していません。

SMBC日興証券は、複数の算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが

適切であるとの考えに基づき、当社の市場株価の動向を勘案した市場株価法及び当社業績の内容や予想等を勘案したディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて当社株式の1株当たりの株式価値の分析を行い、当社は、平成27年4月28日付でSMBC日興証券より株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得しました。なお、当社は、SMBC日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

上記各手法に基づいて算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法 257円から259円  
DCF法 328円から408円

市場株価法では、平成27年4月28日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第二部における直近1ヶ月間の終値単純平均値259円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)、直近3ヶ月間の終値単純平均値257円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を257円から259円までと分析しております。

DCF法では、当社が作成した平成27年12月期から平成31年12月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が平成27年12月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を328円から408円までと分析しております。なお、割引率は7.08%~8.08%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は0%として算定しております。

SMBC日興証券がDCF法による分析に用いた当社作成の事業計画においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。これは今後の構造改革施策として、仕入価格の見直しや材質の変更等による部材費の低減、設計の変更や生産ラインの見直しによる生産の効率化等を進めて行くことに伴う製造原価等の大幅な削減などによるもので、平成29年12月期においては営業利益において平成28年12月期対比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味しておりません。なお、DCF法の算定の前提とした当社の財務予測の具体的な数値は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期	平成30年12月期	平成31年12月期
売上高	17,800	18,131	20,594	21,722	23,375
営業利益	300	353	463	564	701
EBITDA	1,052	1,244	1,506	1,705	1,850
フリー・キャッシュ・フロー	▲598	▲191	▲583	719	841

## ② 当社における第三者委員会の設置

当社は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成27年4月2日、当社及び公開買付者から独立した弁護士及び公認会計士によって構成される第三者委員会(第三者委員会の委員としては、弁護士の水上洋氏(水上法律事務所)、公認会計士の辰喜一宏氏(よつば総合会計事務所 パートナー)及び公認会計士の染原友博氏(染原公認会計士事務所)の3名を選定しております。)を設置いたしました。

当社は、当該第三者委員会に対し、当社が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a)本取引

の目的の合理性、(b)本取引における意思決定過程の公正性、(c)本取引の対価の妥当性の観点から、(d)本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないか(以下「本諮問事項」といいます。)を諮問し、これらの点についての答申書(以下「本答申書」といいます。)を当社取締役会に提出することを囑託いたしました。

第三者委員会は、平成27年4月2日より同年4月23日までの間に合計4回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行いました。具体的には、第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、当社の取締役から、公開買付者による本取引の提案の概要及び本取引の目的、当社の事業計画、本取引実施後の経営方針、本取引の諸条件等についての説明を受けております。また、別の機会に、当社の取締役から、公開買付者との間における協議・交渉の内容について報告を受けるとともに、当社の事業の状況、当社作成の事業計画と実績の推移、当社における検討状況及び今後の事業見通し等について追加説明を受け、さらに、当社取締役と質疑応答を行っております。また、第三者委員会は、SMB C日興証券及び弁護士法人北浜法律事務所東京事務所(以下「北浜法律事務所」といいます。)から、当社が同委員会における議論を参考に交渉を行った経緯等について報告を受けております。さらに、第三者委員会は、SMB C日興証券より当社株式の株式価値の算定に関する説明を受け、これらに関する質疑応答も行いました。

第三者委員会は、このような経緯の下、それぞれの説明や質疑応答の内容を受け、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、平成27年4月28日に、当社の取締役会に対し、第三者委員会において説明がなされた事実関係、及び第三者委員会に提出された資料の記載事項がすべて真実であること等の一定の前提条件の下、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

- (a) 本取引は、マーレグループの経営資源を最大限利用する方法により、今後の当社の海外展開において優位な体制の構築や競争力の向上を目指しており、また、マーレグループの購買網や技術情報・ノウハウを共有することで、より優位な取引条件の獲得や製品開発スピードの向上が期待でき、本取引の目的は当社の企業価値の向上を図るものとして合理性が認められると判断しました。
- (b) 当社がSMB C日興証券を第三者算定機関に選定した経緯、独立した法律事務所からの助言に基づき公開買付者と対等の立場で交渉を行っている状況、公開買付者と利害関係を有しない当社の役員によって頻繁に議論が行われている状況等から、本取引の意思決定過程に公正性を疑わせる事情は存在しないと判断しました。
- (c) 本公開買付価格が、独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券の試算結果を参考に交渉が行われ、最終的にSMB C日興証券の算定結果の範囲内に留まっており、本公開買付価格におけるプレミアム率が、直近3年間に行われた類似事例におけるプレミアム率と比較しても一般的な範囲内で、本公開買付け後の完全子会社化手続においても、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定とされていることから、本公開買付価格等について妥当であると認めることができるものと判断しました。
- (d) 以上の各観点から、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断しております。

### ③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに係る当社取締役会の意思決定の過程等における公正性及び適正性を確保するために、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

### ④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がな

#### い旨の意見

当社取締役会は、SMB C日興証券より取得した本株式価値算定書及び北浜法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、第三者委員会から提出を受けた本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、アジア市場の振興や新興国の需要拡大等により海外における需要がますます増加の一途をたどる中、当社が事業展開をしている二輪車・農業機械用等の電装品分野及び四輪車用等のモータ関連分野の関連市場において当社が生き残っていくためには、海外における当社製品の製造・販売ルートをさらに拡充し、海外拠点の強化をより図っていく必要があるとの認識に至りました。そして、そのためには、当社が今まで以上のグローバル化を図ることが不可欠であり、その一番の施策として、当社とマーレグループとの提携関係をより一層強固なものにしていく必要があると判断し、平成27年4月30日開催の当社取締役会において、本公開買付けの諸条件、マーレグループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、マーレグループとの間でより強固な提携関係を構築することが、当社の企業価値の向上に資するものと判断し、当社の取締役のうち、アンドレアス フランク氏及び山下貴久氏を除く取締役全員（参加者3名、うち1名は独立役員である社外取締役）が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、アンドレアス フランク氏及び山下貴久氏は、マーレグループから派遣されている取締役であり、また、山下貴久氏は、株式会社マーレフィルターシステムズの代表取締役社長とマーレグループ フィルター&エンジンパブリック事業アジア1最高責任者を兼務していることから、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、両氏は、本公開買付けを含む本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉には参加しておりません。

また、上記取締役会には、当社の監査役3名のうち金田芳則氏が出席し、上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の監査役のうち、三好通生氏は、株式会社マーレフィルターシステムズの執行役員を兼務しており、また、小高康二郎氏も同社の顧問を兼務していることから、本取引に関する意思決定過程における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、両氏は、上記取締役会における本件取引に関する審議には一切参加しておりません。

#### ⑤ 比較的長期の買付け等の期間の設定

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも当社の株券等に対して買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保しております。

また、公開買付者は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

### 3. 今後の見通し

本株式売渡請求後における経営体制の予定、方針・計画等につきましては、今後両社で検討していきます。

#### 4. 支配株主との取引等に関する事項

マーレジャパンは、当社の親会社に該当するため、本株式売渡請求にかかる承認は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応する方針といたしております。

本株式売渡請求に係る承認を行うに際しても、上記「2.（3）売渡対価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本株式売渡請求の公正性を担保するための措置」に記載の対応を行っております。

また、上記「2（3）売渡対価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本株式売渡請求の公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成27年4月28日に、第三者委員会から本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断している旨の本答申書を取得しております（なお、当該答申書が、本株式売渡請求を含む本取引に係るものであることから、当社は、本株式売渡請求の実施に際しては、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて取得しておりません。）。

さらに、上記「2.（3）売渡対価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本株式売渡請求の公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式売渡請求に係る承認の意思決定に至る過程において、当社の取締役のうち、アンドレアス フランク氏及び山下貴久氏は、マーレグループから派遣されている取締役であり、また、山下貴久氏は、株式会社マーレフィルターシステムズの代表取締役社長とマーレグループ フィルター&エンジンペリフェラルズ事業アジア1最高責任者を兼務していることから、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、両氏は、本日開催の取締役会における本株式売渡請求に関する議題の審議及び決議には参加しておりません。

加えて、当該取締役会には、当社の監査役3名のうち金田芳則氏が出席し、上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の監査役のうち、三好通生氏は、株式会社マーレフィルターシステムズの執行役員を兼務しており、また、小高康二郎氏も同社の顧問を兼務していることから、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、両氏は、上記取締役会における本株式売渡請求に関する議題の審議には一切参加しておりません。

以上